



各 位

会 社 名 中国工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 野村實也 コード番号 5974 東証第1部 問合せ先 経営管理部長 小田和守 (TEL 0823-72-1322)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 3 0 条及び第 4 0 条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第30条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日平成 28 年 6 月 29 日 (水)定款変更の効力発生日平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以上

「定款変更の内容」 変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款

(社外取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変更案

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。